

# 特別養護老人ホーム 入所申し込みのしおり（令和5年12月現在）

足立区では、区内特別養護老人ホームの入所手続に統一の申込書を使用しています。

入所の必要度の高い方から入所できるよう、要介護度、その他の状況を点数化し、「特別養護老人ホーム入所検討委員会」により入所希望者の優先度の評価を客観的に行います。

## 1 申し込みできる方…（1）または（2）に該当する方

- （1）介護保険の要介護認定が要介護3以上の方で、常に介護を必要とし自宅では介護が困難な方。
- （2）介護保険の要介護認定が要介護1か2の方で、入所申込書に記載されている事項（特例入所要件）から特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情があると認められる方。

※特別養護老人ホームは介護福祉施設であるため、次のいずれかに該当する方は入所できません。

- ① 入院加療や高度の医療が必要な方
- ② 常時治療が必要な方、24時間看護が必要な方
- ③ 精神疾患で治療が必要な方
- ④ 他の利用者に暴力、暴言等で危険なことや他の利用者に迷惑をかける恐れのある方
- ⑤ 自傷行為等がある方
- ⑥ その他、疥癬等医師が入所困難と判断した方

## 2 留意事項

- （1）入院等のやむを得ない事情以外で入所を断る場合は、入所希望名簿の順位が下位になります。また、事情により申込みを辞退していただく場合もあります。入所の必要が出たときに再度お申し込みください。
- （2）入所申込書に虚偽の記載があった場合は、入所できません。

## 3 ご理解頂きたいこと

- （1）特別養護老人ホーム入所検討委員会では入所者の決定は行いません。入所希望者の優先度を認定した後、入所優先度をお知らせします。お申し込みから、お知らせまで数ヶ月お待ち頂く場合があります。
- （2）入所優先度の同一ランク内では、原則として、入所優先度認定の総合点数、施設の空き状況（男女別、認知症の状態、医療的ケア等）を考慮して入所者が決定されます。
- （3）医療的ケア等（胃ろうや尿管カテーテルなど）が必要な方については、受入れできる施設が限られるとともに受入人数に限りがありますので、優先度が上位の場合でも入所は困難になります。（「足立区内特別養護老人ホーム医療的ケア等の取り扱い」[P8～12]参照）

# お申し込みについて

## 1 申込書の提出について

- 提出書類は以下の通りです。
  - 特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書
  - 住所や介護保険証の発行元が足立区外の方、福祉事務所で要介護認定を受けた方は、要介護度、要介護認定有効期間が分かる「介護保険被保険者証」等のコピー**
- 申込書の書き方については、別紙「入所申込書兼調査書の記入方法」をご覧ください。
- 申込場所は、**第一希望の特別養護老人ホームへ郵送、または持参となります。**

## 2 入所優先度の認定について

- 提出された入所申込書は「特別養護老人ホーム優先入所基準」[P 6～7]に基づいて、点数計算されます。算出された点数から、Aランク（27点以上）、Bランク（21～26点）、Cランク（20点以下）の3段階に区分します。
- 区内の各特別養護老人ホーム施設長、介護支援専門員代表、地域包括支援センター代表、区関連所管の職員により構成される「特別養護老人ホーム入所検討委員会」により（1）の入所希望者の優先度を認定します。委員会の開催スケジュールは以下の通りです。
- 区から、申込書に記載された連絡先に、認定された入所優先度（評価結果通知）を送付します。
- 施設ごとに入所優先度順の入所希望者リストを作成します。

### ～特別養護老人ホーム入所検討委員会 開催予定～

検討委員会開催月	申込書受付締切	入所優先度通知日
3月	2月末まで	4月20日頃
5月	4月末まで	6月20日頃
7月	6月末まで	8月20日頃

※しおり改訂予定のため、これ以降の開催日程は未定です。後日改訂したしおりにて公開いたします。

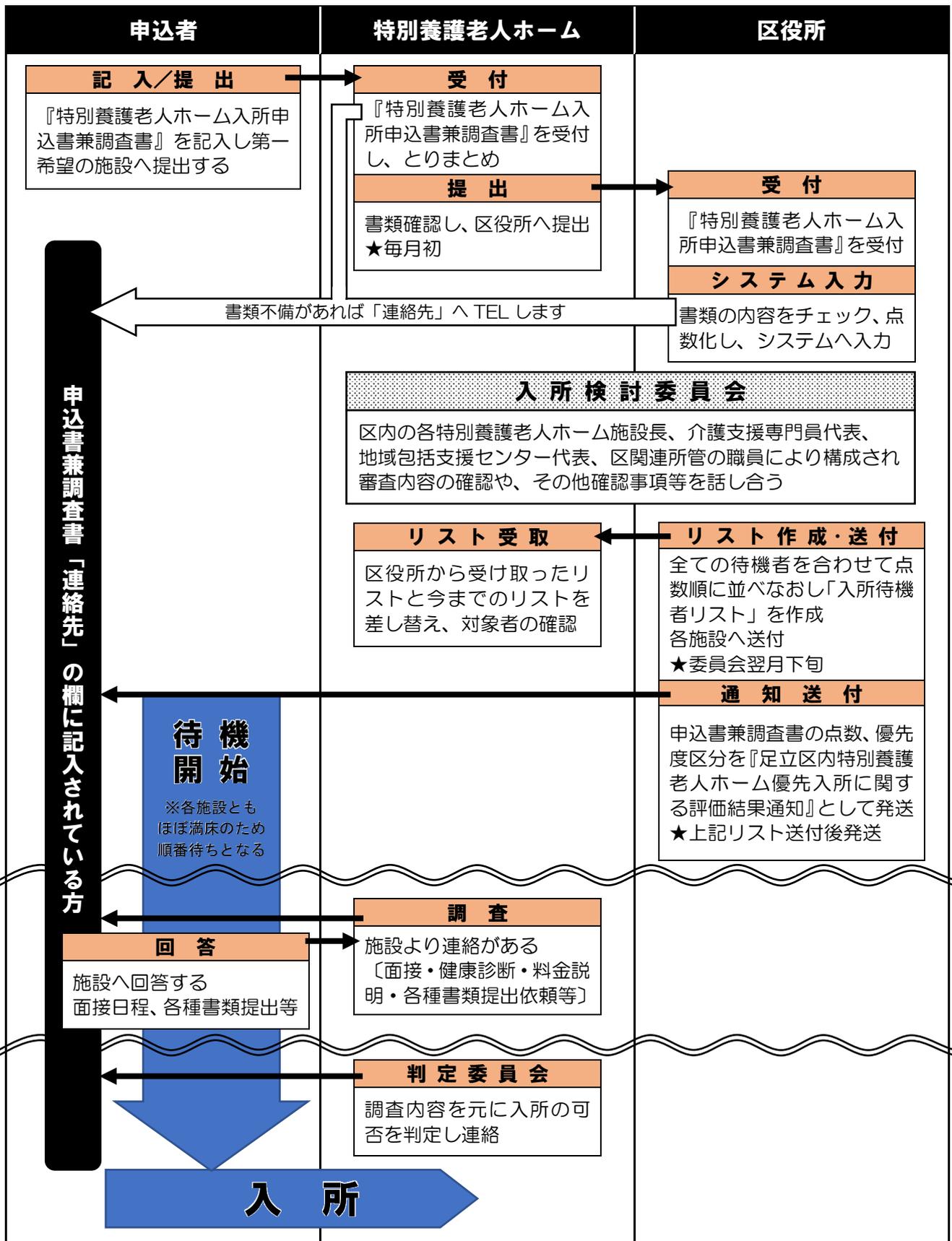
## 3 入所のお声掛けについて

- 入所の対象となった場合は、各施設から連絡先の方へ直接ご連絡をします。
- 施設からの連絡後、面接調査、必要な健康診断等を行い、入所に支障がない場合、契約し入所となります。

## 4 申し込みの有効期限について

- 施設に入所の申し込みをした日の翌年度末までが、入所希望者リスト記載有効期限となります。
  - ◆申込受付日 令和5年4月1日～令和6年3月31日 → 令和7年3月31日まで有効
  - ◆申込受付日 令和6年4月1日～令和7年3月31日 → 令和8年3月31日まで有効
- 有効期限の前年12月に有効期限の更新についてお知らせを送付いたしますので、更新をご希望の際は手続きください。有効期限が切れると入所希望者リストから削除されます。

# お申し込みから入所までの流れ図



足立区特別養護老人ホーム一覧（令和5年12月1日現在）

施設番号	施設名	定員	居室※	電話番号 (FAX)	所在地	設置年 月
01	足立新生苑	220	多床室	3883-7946 (3860-0950)	〒121-0061 花畑4-39-10	S43. 7
02	紫磨園	120	多床室	3857-4165 (3857-8425)	〒121-0836 入谷3-3-6	H 1. 3
03	さの	100	多床室	5682-0007 (5682-0077)	〒121-0053 佐野2-30-12	H 3. 5
04	扇	76	多床室	3856-1199 (3856-1711)	〒123-0873 扇1-52-23	H 5. 4
05	六月	50	多床室	5242-0303 (5242-0306)	〒121-0814 六月1-6-1	H 7. 4
06	グレイスホーム	50	多床室	3890-0214 (3890-0951)	〒123-0845 西新井本町4-13-16	H 8. 6
07	足立翔裕園	150	多床室	3855-6363 (3855-6360)	〒121-0836 入谷9-15-18	H 9. 4
08	さくら	65	多床室	5691-7150 (5691-8147)	〒123-0862 皿沼2-8-8	H12. 4
09	中央本町杉の子園	64	多床室	3886-0002 (3886-1600)	〒121-0011 中央本町4-14-20	H13. 4
10	ウエルガーデン伊興園	140	多床室	5838-1500 (5838-1501)	〒121-0823 伊興3-7-4	H13. 5
11	イーストピア東和	147	多床室	5613-1230 (5613-1220)	〒120-0003 東和4-7-23	H13.11
12	プレミア扇	96	個室	3890-3333 (3890-5551)	〒123-0873 扇1-3-5	H18. 2
13	ハピネスあだち	150	個室	5839-3630 (5839-3632)	〒123-0872 江北3-14-1	H18. 4
14	はるかぜ	32	個室	5851-7055 (3883-8776)	〒121-0063 東保木間1-19-5	H19. 1
15	千住桜花苑 視覚障がいユニット有	100	個室	5244-6881 (5244-6880)	〒120-0041 千住元町18-19	H19. 6
16	竹の塚翔裕園	100	個室	5851-6050 (5851-6055)	〒121-0813 竹の塚7-19-14	H21.11
17	ル・ソラリオン西新井	160	個室	3899-3005 (3899-3085)	〒123-0841 西新井3-14-3	H23. 4
18	ピオーネ西新井	100	個室	6807-1213 (3855-1022)	〒123-0841 西新井1-33-15	H26. 3
19	奉優の家	74	個室	5613-1525 (5613-1526)	〒121-0053 佐野1-29-3	H26. 3

※「多床室」 定員2人以上の個室ではない居室

「個室」 共同生活室（リビングスペース）を併用している個室（足立区ではユニット型個室のみです。）

施設番号	施設名	定員	居室※	電話番号 (FAX)	所在地	設置年 月
20	古千谷苑	120	個室	3856-7257 (3897-7237)	〒121-0832 古千谷本町1-3-19	H26. 4
21	ケアホーム足立	100	個室	3853-6800 (3853-6801)	〒121-0836 入谷1-8-15	H26. 4
22	足立万葉苑	100	個室	5856-6695 (3858-1700)	〒121-0814 六月2-11-20	H26. 6
23	ル・ソラリオン綾瀬(多)	40	多床室	5613-1176 (5613-1187)	〒120-0004 東綾瀬3-9-1	H27. 4
24	ル・ソラリオン綾瀬(ユ)	120	個室			
25	花畑あすか苑(多)	40	多床室	5856-4751 (5856-6715)	〒121-0061 花畑4-20-1	H28. 8
26	花畑あすか苑(ユ)	100	個室			
27	レスパート千住(多)	30	多床室	6684-1010 (5284-8803)	〒120-0045 千住桜木2-11-8	H31. 2
28	レスパート千住(ユ)	90	個室			
29	ケアホーム花畑(多)	36	多床室	5851-6100 (5851-7033)	〒121-0061 花畑8-7-6	H31. 3
30	ケアホーム花畑(ユ)	72	個室			
31	花ざかり	90	個室	6806-4888 (6806-3336)	〒120-0011 中央本町2-24-11	R 3. 4
32	新田楽生苑(多)	54	多床室	6903-0309 (6903-0310)	〒123-0865 新田1-21-20	R 4. 11
33	新田楽生苑(ユ)	96	個室			
34	タムスさくらの杜 花畑(多)	30	多床室	5851-8028 (5851-8029)	〒121-0061 花畑3-15-5	R 5. 10
35	タムスさくらの杜 花畑(ユ)	105	個室			

## 特別養護老人ホーム優先入所基準

### 1 介護認定

個別的状況	点数
要介護 5	10
4	9
3	8
2	4
1	2

### 2 介護者の状況（複数に該当する場合、最も点数の高い項目／最高6点）

個別的状況	点数
本人には同居者がいない。	6
介護者に、病気（注1）や障がい等（注2）がある。	
介護者は、一人で本人を含め2人以上の障がい等がある方を介護している。	
介護者は、75歳以上である。	5
介護者は、週平均40時間以上勤務をしている。	
介護者は、65歳以上74歳以下である。	4
介護者は、週平均20時間以上40時間未満勤務をしている。	
介護者は、小学生以下の子どもを育児中である。	
介護者は、18歳以下である。	4
介護のために仕事を退職した。	4

（注1）「病気」とは長期の入院中、又は進行性・慢性疾患等のため定期的な通院を余儀なくされており、介護ができない状態をいう。

（注2）「障がい等」とは要支援1以上、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾病等の医療証の交付を受けている場合をいう。

### 3 認知症の周辺症状

個別的状況	点数
3項目以上該当	3
2項目該当	2
1項目該当	1
該当なし	0

※医療機器の使用、病気については評価しない。

### 4 住まいの状況（複数に該当する場合、最も点数の高い項目／最高3点）

個別的状況	点数
住居（グループホーム及びケアハウスを含む。）から立ち退きを迫られている。	3
入院中・入所中であるが、戻る家がない。	
有料老人ホーム等に入所中であるが、経済的理由で退所予定である。	2
部屋または家が2階以上にあるが、エレベーター等の昇降手段がない。	1
介護上の問題から住宅改修が必要だが、家主の承諾が得られない又は敷地が狭小等の理由で改修できない。	
介護上の問題から住宅改修が必要だが、経済的な理由で改修できない。	0
住宅に介護上の問題はない。	

5 区民歴（申請時、直近の区民日を起算日として計算）

個別的状況	点数
足立区に住民票がある期間が10年以上	9
足立区に住民票がある期間が1年以上10年未満	8
足立区に住民票がある期間が1年未満	7

6 特別な事情による加点（1から5において算定された点数に加点）

	個別的状況	加算する点数
ア	足立区から区外養護老人ホームに措置されたために住所が区外になった場合	8点
イ	1年以上足立区内に居住していて、主な介護者が死亡等ではなくなったため、区外の親族等に引き取られた場合 1年以上足立区内に居住していて、介護老人保健施設、病院に入所し自宅を引き払ったが、足立区に親族がなく、やむを得ず住所を区外の親族等の住所にした場合	8点
ウ	介護老人保健施設、病院、介護療養型施設、介護医療院、グループホームに入所している場合	1点
エ	介護老人保健施設、病院、介護療養型施設、介護医療院、グループホームへの入所若しくはショートステイの長期利用が1年以上経過している、又はこれらを1年以上転々としている場合	1点
オ	在宅サービス利用率が90%以上の場合 (サ高住・住宅型有料老人ホーム含む)	1点
カ	その他早期入所が必要と思われる場合（災害・虐待・100歳以上やその他 各1点）	1～3点
キ	老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所している場合（住民票のある期間の加点はしない）	-8点

※ 別表1（第4条関係） 「足立区特別養護老人ホーム入所調整運営要領」による

● **重要事項**

- (1) 入所申込書に虚偽の記載があった場合は、入所できません。
- (2) 申込書の記載内容を確認するため、勤務先や通院先などがわかる資料の提示をお願いする場合があります。

## 足立区内特別養護老人ホーム医療的ケア等の取り扱い（令和5年12月1日現在）

常時医療的ケアが必要な方、認知症、視・聴覚障がいの方は、各施設の受け入れ状況をご確認のうえ、申し込んでください。

		足立新生苑	紫磨園	さの	扇	六月	グレイスホーム	
入所当初から医療的ケアが必要な方の受け入れ状況	経管栄養	胃ろう	△	△	△	△	△	△
			自己抜去しない方 人数制限	人数制限	自己抜去しない方 人数制限	自己抜去しない方 人数制限	自己抜去しない方 人数制限	自己抜去しない方 人数制限
	鼻腔	×	×	×	×	×	×	
	人工肛門	×	○	○	○	○	○	
	在宅酸素	△	△	△	△	△	△	
		注1	個別相談	注1	個別相談	注1	注1	
	パルーンカテーテル	△	○	△	△	△	△	
		注1 男性は要相談	注1	注1 男性は要相談	注1 月1回交換時の受診付添	注1	注1	
	インシュリン注射	△	△	△	×	△	△	
		注1 看護師のいる時間帯のみ	注1 看護師のいる時間帯のみ 自己注射可能な方	看護師のいる時間帯のみ		看護師のいる時間帯のみ	人数制限 看護師のいる時間帯のみ	
	感染症	MRSA (全身状態が良好な場合)	○	○	○	○	○	
		肝炎 (確認できていること)	○	○	○	○	△	○
						注1		
その他	△	△	△	△	△	△		
	個別相談	加療を要しない状況なら可	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談		
人工透析	×	×	×	×	×	×		
点滴・気管切開	×	×	×	×	×	×		
たんの吸引	×	△	△	×	△	△		
		看護師のいる時間帯のみ	看護師のいる時間帯のみ		個別相談	個別相談		
認知症、視・聴覚障がいの受け入れ状況	認知症で受け入れできない例	徘徊・興奮・不穏が重度の場合は要相談	興奮・不穏が重度・自傷行為のある方は要相談	状態に応じ個別相談		徘徊のある方は不可	重度徘徊・自傷行為がある方は不可	
		○	○	○	○	○	○	
	視覚障がい	状況に応じ個別相談						
		○	○	○	○	○	○	
聴覚障がい	状況に応じ個別相談							
	○	○	○	○	○	○		

注1 全身状態が悪い場合不可

※あくまで参考です。ご本人の身体状況、医療処置の内容、施設の受入れ状況により入所できない場合があります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

		足立翔裕園	さくら	中央本町 杉の子園	ウエルガーデン 伊興園	イーストピア 東和	プレミア扇	
入所当初から医療的ケアが必要な方の受け入れ状況	経管栄養	胃ろう	△ 個別相談	△ 自己抜去しない方 人数制限	×	△ 自己抜去しない方 人数制限	△ 自己抜去しない方 人数制限	
		鼻腔	×	×	×	×	△ 自己抜去しない方	×
	人工肛門		○	○	○	○	○	○
	在宅酸素		△ 注1	△ 注1	×	○ 注1	○ 注1	△ 注1
	パルーン カテーテル		△ 注1 男性は要相談	△ 注1	△ 注1 男性は要相談	○ 注1 個別相談	○ 注1	△ 注1
	インシュリン 注射		△ 看護師のいる 時間帯のみ	△ 看護師のいる 時間帯のみ	△ 注1 看護師のいる 時間帯のみ 自己注射可能な方	×	△ 看護師のいる 時間帯のみ 自己注射可能な方 (人数制限)	△ 注1 看護師のいる 時間帯のみ 自己注射可能な方
	感染症	MRSA (全身状態が 良好な場合)	△ 注1 加療を要しない 状況なら可	○	△ 個別相談	○	△ 注1 加療を要しない 状況なら可	△ 注1 加療を要しない 状況なら可
		肝炎 (確認できて いること)	△ 注1 加療を要しない 状況なら可	○	△ 現在治療中 でないこと	△ 現在治療中 でないこと	○ 現在治療中 でないこと	△ 注1 加療を要しない 状況なら可
		その他	△ 加療を要しない 状況なら可	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 加療を要しない 状況なら可	△ 個別相談	△ 個別相談
	人工透析		×	×	×	×	△ 病院の受入れ 状況による	×
	点滴・ 気管切開		×	×	×	×	△ 個別相談	×
	たんの吸引		△ 注1	△ 個別相談	△ 個別相談	△ 日中は可 夜間不可 (状態による)	△ 個別相談 人数制限	△ 個別相談
	認知症、 視・聴覚障がい者 の受け入れ状況	認知症で 受け入れ できない例		重度徘徊・自傷 行為・他者への 暴力行為等 ある方は要相談	重度徘徊・自傷 行為・他者への 暴力行為等 ある方は要相談	他者への 暴力行為 ある方は要相談	状態に応じ 個別相談	他者への 暴力行為 ある方は要相談
		障がい	視覚 障がい	○ 状況に応じ 個別相談	○ 状況に応じ 個別相談	○	○	○
			聴覚 障がい	○ 状況に応じ 個別相談	○ 状況に応じ 個別相談	○	○	○

注1 全身状態が悪い場合不可

		ハピネス あだち	はるかぜ	千住桜花苑	竹の塚 翔裕園	ル・ソラリオン 西新井	ピオーネ 西新井			
入所当初から医療的ケアが必要な方の受け入れ状況	経管栄養	胃ろう	△	△	△	△	△			
			自己抜去しない方 個別相談	自己抜去しない方 1日2回まで	個別相談 人数制限	個別相談	個別相談	個別相談 人数制限		
	鼻腔	×	×	×	×	×	△			
							個別相談 人数制限			
	人工肛門	△	○	△	○	○	○			
		注1		個別相談						
	在宅酸素	△	△	△	△	△	△			
		注1	個別相談	注1	注1	注1	注1			
	パルーン カテーテル	△	△	△	△	△	○			
		注1 月1回交換時の 受診付添い	注1	個別相談	注1	注1				
	インシュリン 注射	△	△	△	△	△	△			
		個別相談	自己注射 可能な方	個別相談	看護師のいる 時間帯のみ	個別相談	個別相談			
	感染症	MRSA (全身状態が 良好な場合)	○	○	○	○	○			
					注1 加療を要しない 状況なら可					
		肝炎 (確認でき ていること)	○	○	○	○	○			
	その他	△	△	△	△	△	△			
		個別相談	注1 加療を要しない 状況なら可	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談			
	人工透析	×	×	×	×	△	×			
					個別相談					
点滴・ 気管切開	×	×	×	×	×	×				
たんの吸引	△	△	×	△	×	△				
	個別相談	日中は可 夜間不可		個別相談		個別相談				
認知症、 視・聴覚障がい者 の受け入れ状況	障がい	認知症で 受け入れ できない例	状態に応じ 個別相談	頻回な徘徊のある 方、他者への 暴力行為等 ある方は不可	状態に応じ 個別相談	状態に応じ 個別相談	個別相談	興奮・不穏・他 者への暴力行為 等がある方は要 相談		
		視覚 障がい	○	○	○	○	○	○	○	状況に応じ 個別相談
		聴覚 障がい	○	○	△	○	○	○	○	○

注1 全身状態が悪い場合不可

※あくまで参考です。ご本人の身体状況、医療処置の内容、施設の受入れ状況により入所できない場合があります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

		奉優の家	古千谷苑	ケアホーム 足立	足立万葉苑	ル・ソラリオン 綾瀬	花畑あすか苑	
入所当初から医療的ケアが必要な方の受け入れ状況	経管栄養	胃ろう	△	△	○	△	○	
			自己抜去しない方 1日3回まで	注1		個別相談 人数制限	個別相談	個別相談
		×	×	△	×	×	×	
	人工肛門	○	△	○	○	○	○	
			注1					
	在宅酸素	△	△	○	△	○	○	
			注1	注1	注1	個別相談	注1	
	パルーン カテーテル	△	△	○	△	○	○	
		注1	注1	注1	注1	個別相談		
	インシュリン 注射	△	△	○	△	△	△	
		夜間不可	個別相談	注1	看護師のいる 時間帯のみ	個別相談	看護師のいる 時間帯のみ	
	感染症	MRSA (全身状態が 良好な場合)	○	○	○	○	○	
			注1 加療を要しない 状況なら可				注1 加療を要しない 状況なら可	
		肝炎 (確認できて いること)	△	○	○	○	○	○
			注1 加療を要しない 状況なら可					
	その他	△	△	△	△	△	△	
		個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	
	人工透析	×	×	△	×	△	×	
				個別相談		個別相談		
	点滴・ 気管切開	×	×	△	×	×	×	
			個別相談					
たんの吸引	△	△	○	△	△	△		
	日中は可 夜間不可	日中は可 夜間不可	注1	日中は可 夜間不可	個別相談	日中は可 夜間不可		
認知症、 視・聴覚障がい者 の受け入れ状況	認知症で 受け入れ できない例	状態に応じ 個別相談 自傷行為の ある方は不可	自傷行為の ある方は要相談	自傷行為の ある方は要相談	自傷行為の ある方は要相談	自傷行為の ある方は要相談	状態に応じ 個別相談 自傷行為の ある方は不可	
	障がい	視覚 障がい	○	○	○	○	○	
		聴覚 障がい	○	○	○	○	△	
						筆談可能で あれば可		

注1 全身状態が悪い場合不可

※あくまで参考です。ご本人の身体状況、医療処置の内容、施設の受入れ状況により入所できない場合があります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

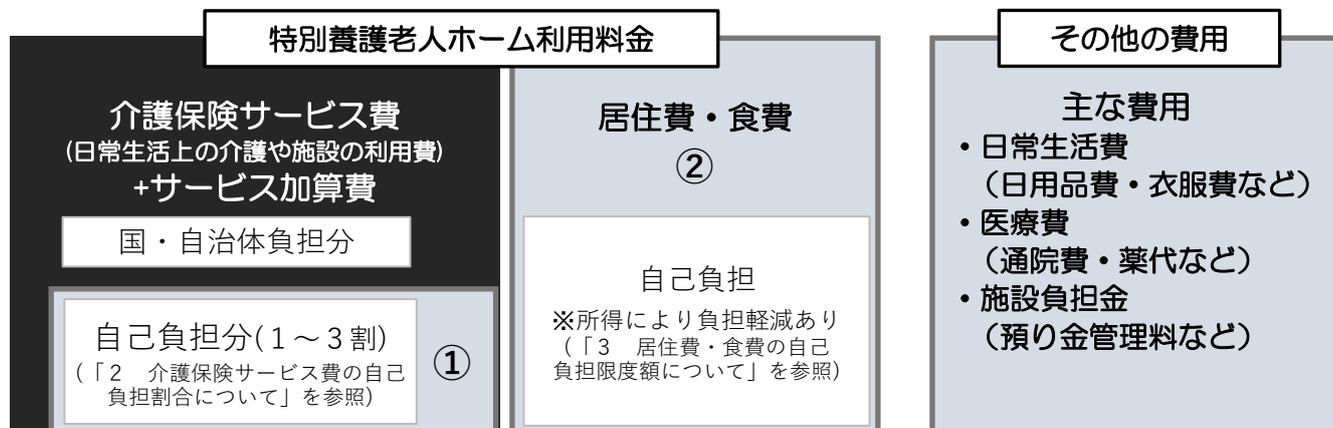
		レスパート千住	ケアホーム花畑	花ざかり	新田楽生苑	タムス さくらの杜花畑			
入所当初から医療的ケアが必要な方の受け入れ状況	経管栄養	胃ろう	○ 個別相談 人数制限	○ 人数制限	○	△ 自己抜去しない方 人数制限	△ 自己抜去しない方 人数制限		
		鼻腔	×	×	×	×	×		
	人工肛門	△	○	○	○	△			
		個別相談					損傷の危険性のある方は不可 個別相談		
	在宅酸素	△	○	○	△	△			
		注1	注1	注1	注1	注1			
	パルーンカテーテル	○	○	○	△	△			
				注1	注1	個別相談			
	インシュリン注射	△	○	○	△	△			
		看護師のいる時間帯のみ	個別相談	個別相談	看護師のいる時間帯のみ	看護師のいる時間帯のみ			
	感染症	MRSA (全身状態が良好な場合)	○	○	○	○	△		
							注1 加療を要しない状況なら可		
		肝炎 (確認できていること)	○	○	○	○	△		
			注1				抗原(+)の場合は、検査結果を用提出		
	その他	△	△	△	△	△			
		個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談		
	人工透析	×	△	×	×	×			
			個別相談						
点滴・気管切開	×	△	△	×	×				
			個別相談						
たんの吸引	△	○	○	△	△				
	日中は可 夜間不可		個別相談	看護師のいる時間帯のみ	個別相談 看護師のいる時間帯のみ				
認知症、視覚・聴覚障がい者の受け入れ状況	認知症で受け入れできない例		状況に応じ 個別相談	自傷行為、 他者への暴力行為等ある方は要 相談	周辺症状により 個別相談	周辺症状により 個別相談	自傷行為、 他者への暴力行為等ある方は要 相談		
	障がい	視覚障がい	○	○	○	○	○		
		聴覚障がい	○	○	○	○	○		

注1 全身状態が悪い場合不可

## 特別養護老人ホーム入所後にかかる費用

### 1 特別養護老人ホームの費用の構成

特別養護老人ホーム利用料金は主に介護保険サービス費、居住費、食費の3つがあります。これらの費用は、介護度、入居する居室の種類、所得によって決まります。



### 2 介護保険サービス費の自己負担割合について

原則として介護保険サービス費の1割から3割が自己負担となります。

要支援・要介護認定を受けた人全員に「介護保険負担割合証」が発行され、そこに自己負担割合が記載されています。詳しくは区のホームページをご確認いただくか介護保険課保険給付係にお問い合わせください。 ([P 16]参照)

### 3 居住費・食費の自己負担限度額について

所得が低い方は、居住費・食費の自己負担が軽減されます。負担軽減を受けるためには、申請をし「介護保険負担限度額認定証」を取得する必要があります。詳しくは区のホームページをご確認いただくか介護保険課保険給付係にお問い合わせください。 ([P 16]参照)

利用者負担段階		所得の状況	預貯金等の資産の状況
1	生活保護受給者の方等		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
	老齢福祉年金受給者の方		
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
	3	1	
2		前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	
4	第1段階・第2段階・第3段階以外の方		

※ 法改正等により、金額が変更になる場合があります。

#### 4 特別養護老人ホーム利用料金の目安

下表の金額は、「1 特別養護老人ホームの費用の構成」の①介護保険サービス費の自己負担分と②居住費・食費の合計額で、その他の費用は含まれていません。

特別養護老人ホームの利用料金（円）の目安 [30日あたり]

要介護度 区分	居室の 種類	負担段階(※)				
		第1段階	第2段階	第3 段階	1	第4 段階(※)
					2	
要介護3	多床室	39,000	52,000	60,000	99,000~128,000 ----- 127,000~157,000 ----- 156,000~186,000	
				81,000		
				92,000		
	ユニット型 個室	67,000	69,000	113,000	137,000~193,000 ----- 169,000~225,000 ----- 201,000~258,000	
				63,000		
				84,000		
要介護4	多床室	41,000	55,000	94,000	101,000~131,000 ----- 132,000~162,000 ----- 164,000~194,000	
				116,000		
				94,000		
	ユニット型 個室	69,000	72,000	116,000	139,000~196,000 ----- 174,000~230,000 ----- 209,000~265,000	
				65,000		
				86,000		
要介護5	多床室	44,000	57,000	97,000	104,000~133,000 ----- 137,000~167,000 ----- 171,000~201,000	
				118,000		
				97,000		
	ユニット型 個室	72,000	74,000	118,000	142,000~198,000 ----- 179,000~235,000 ----- 216,000~273,000	
				65,000		
				86,000		

※ 負担段階が第4段階の場合、各特別養護老人ホームでの居住費と食費が異なるため、利用料金額に幅があります。

※ ご自身の負担段階はお手元の「介護保険負担限度額認定証」（「2 介護保険サービス費の自己負担割合について」を参照）、負担割合は「介護保険被保険者証負担割合証」（「3 居住費・食費の自己負担限度額について」を参照）にてご確認ください。

お持ちでない場合や、詳細内容は区のホームページをご確認いただくか介護保険課保険給付係にお問い合わせください。

**★金額はあくまで目安です★**

**申込前に必ず希望先施設に詳細な料金を確認してください**

## 足立区地域包括支援センター 一覧

名 称	電話番号	ファックス	所 在 地	担 当 地 域
基 幹	5681-3373	5681-3374	〒121-0816 梅島 2-1-20	梅島、中央本町1、島根
あ だ ち	3880-8155	3880-4466	〒120-0015 足立 4-13-22	足立、中央本町2、梅田1
伊 興	5837-1280	5837-1282	〒121-0823 伊興 3-7-4	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、 西竹の塚
入 谷	3855-6362	3855-6399	〒121-0836 入谷 9-15-18	入谷、舎人、古千谷、古千谷本町
扇	3856-7007	3856-1134	〒123-0873 扇 1-52-23	扇、興野、本木東町、本木西町、 本木南町、本木北町
江 北	5839-3640	5839-3643	〒123-0872 江北 3-14-1	江北、堀之内
さ の	5682-0157	5682-0158	〒121-0053 佐野 2-30-12	加平、北加平町、神明、神明南、 辰沼、六木、佐野、大谷田2～5
鹿 浜	5838-0825	5838-0826	〒123-0862 皿沼 2-8-8	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、椿
新 田	3927-7288	3927-7289	〒123-0865 新田 3-4-10	新田、宮城、小台
関 原	3889-1487	3887-1407	〒123-0852 関原 2-10-10	梅田2～8
千 住 西	5244-0248	5244-0249	〒120-0035 千住中居町 10-10	千住桜木、千住緑町、千住龍田町、 千住中居町、千住宮元町、千住仲町、 千住河原町、千住橋戸町
千 寿 の 郷	3881-1691	3870-6717	〒120-0022 柳原 1-25-15	柳原、千住関屋町、千住曙町、 千住東1
千 住 本 町	3888-1510	5813-8336	〒120-0034 千住 3-7-101	千住、千住元町、千住大川町、 千住寿町、千住柳町
中 央 本 町	3852-0006	3886-0086	〒121-0011 中央本町 4-14-20	中央本町3～5、 青井1・3～6、西加平
東 和	5613-1200	5613-1201	〒120-0003 東和 4-7-23	綾瀬、東綾瀬、谷中、東和1・3
中 川	3605-4985	3605-9092	〒120-0002 中川 4-2-14	東和2・4・5、中川、大谷田1
西 綾 瀬	5681-7650	5681-7657	〒120-0014 西綾瀬 3-2-1	西綾瀬、弘道、青井2
西 新 井	3898-8391	3898-8392	〒123-0841 西新井 2-5-5	西新井、栗原
西新井本町	3856-6511	3856-5006	〒123-0845 西新井本町 2-23-1	西新井本町、西新井栄町
は な は た	3883-0048	3883-0351	〒121-0061 花畑 4-39-11	花畑、南花畑5
一 ツ 家	3850-0300	3850-0370	〒121-0075 一ツ家 4-2-15	平野、一ツ家、保塚町、六町、 南花畑1～4
日 の 出	3870-1184	3870-1244	〒120-0021 日ノ出町 27-4-112	日ノ出町、千住旭町、千住東2
保 木 間	3859-3965	3859-6730	〒121-0064 保木間 5-23-20	西保木間、保木間、東保木間
本 木 関 原	5845-3330	5845-3338	〒123-0853 本木 1-4-10	関原、本木
六 月	5242-0302	5242-0327	〒121-0814 六月 1-6-1	六月、東六月町、竹の塚

## お問い合わせ先

入所申込全般について 変更届・辞退届について	高齢福祉課施設係（区役所北館1階） 電話03-3880-5498
申込書・変更届・辞退届の提出先	各特別養護老人ホーム （連絡先はしおりP.4～5参照）
介護保険負担限度額認定について	介護保険課保険給付係（区役所北館1階） 電話03-3880-5743
区民税について	課税課課税第一係～第四係（区役所中央館1階） 電話03-3880-5230～2 03-3880-5418

## 書類の配布

申込書・変更届・辞退届は足立区役所高齢福祉課施設係、各特別養護老人ホーム、地域包括支援センターの窓口、またはホームページにて配布しております。

### ◆足立区特別養護老人ホームに関するホームページについて◆

各施設別希望者数等の情報や入所申し込みに関する書類等をダウンロードできます。

 足立区 特別養護老人ホーム入所希望者の方へ

検索

※ お申し込みをした時から状況が変わった、または希望施設を変更する場合は変更届をご提出ください。詳しくは高齢福祉課施設係へお問い合わせください。

※ お申し込みの取り消しをご希望の場合は、現在お申し込み中の特別養護老人ホームへ、辞退届をご提出ください。提出がされると区内全ての特別養護老人ホームの入所希望者リストから名前が削除されます。